確認OK? 最低賃金

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。

佐賀県 最低賃金

令和8年
11月15日から
時間額

1,095円

前年比 65UP円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック!

時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿円

B 日給の方

日給 ＿＿＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿円

C 月給の方

月給 ＿＿＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

❶ 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索

支給の主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
審査
2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
審査
4 支給

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは佐賀労働局または最寄りの労働基準監督署へ
佐賀労働局 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R8.9）

佐賀県（地域別）最低賃金が改定されます

令和８年 11 月 15 日から　**時間額　1,095 円**（65 円アップ）となります。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び時間外･休日･深夜等割増賃金は最低賃金に算入されません。また、佐賀県特定（産業別）最低賃金については、現在、審議中です。新たな一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係及び陶磁器･同関連製品製造業の特定最低賃金が改正、発効するまでは、1,095 円の佐賀県最低賃金が適用になりますのでご注意ください。

【問合せ先】佐賀労働局　労働基準部　賃金室　　電話（0952）32―7179

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう！

事業場内最低賃金を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備導入やコンサルティングなど） → 計画の承認と実施 → **業務改善助成金を支給（最大600万円）**

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- **事業場内最低賃金が、令和８年度地域別最低賃金未満**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

申請期限と賃金引上げの期間

申請前の賃金引上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

申請期限	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和８年11月13日（金） ※電子申請は11月14日まで	令和８年９月１日～令和８年11月14日	交付決定年度の １月31日

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	助成上限額
50円コース	50円以上	３０万円～１３０万円
70円コース	70円以上	４０万円～３００万円
90円コース	90円以上	９０万円～６００万円

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前６か月間平均における利益率が前年度と比べ３%ポイント※以上低下している事業者

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、**業務改善助成金コールセンター**　までお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は　**佐賀労働局 雇用環境・均等室**　です

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30~130万円
70円コース	40~300万円
90円コース	90~600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25~550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース (※1)	25~550万円	6~360万円(※2)	25~100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~200万円		
勤務間インターバル導入コース	50~150万円		

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ・割増賃金率)＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。
(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練（※1）（訓練経費10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ（※2）を行った場合、7万円が支給されます。

（※1） 人材育成支援コース（人材育成訓練）の場合
（※2） 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント 職業訓練＋経費助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

（※3） 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。）。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために**雇用管理制度**（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や**雇用環境の整備**（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率（※1・2）
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円（40万円）
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円（20万円）
⑥作業負担を 軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% （50%）

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み（賃上げ加算）

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能（※）
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

（※） 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

（※1）括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は225万円（150万円）。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

- 雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成（上限額8,870円／1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/package_00007.html

（R8．4）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年度 厚生労働省委託事業
「中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業」

YouTubeチャンネル始めました▶

働き方改革

中小企業事業主等の皆様へ

お悩みに寄り添います

Q カスハラの対応をしたい！

A 対応をご説明しましょうか

Q 人手不足を解消したい！

A 人材育成研修をしませんか

Q 残業のない働き方を知りたい！

A 好事例と法制度をご案内しましょうか

Q 補助金・助成金を利用したい！

A ご案内します

補助金(中小企業庁)　助成金(厚労省)

Q 社員研修をしたい！

A 資料提供や講師をしましょうか

働き方改革に関する様々な課題に**社会保険労務士**がお答えします。

［佐賀産業保健総合支援センター］　［佐賀県よろず支援拠点］とも連携！

ご利用いただけるサービス ▶

- 電話相談
- メール相談
- 来所・訪問相談
- セミナー 社員研修

相談無料
秘密厳守

佐賀働き方改革推進支援センター

HP▶　Youtube チャンネル▶

〒840-0843
佐賀市川原町8番27号
平和会館1階

MAP▶

開所時間　平日9：00～17：00 ※年末年始を除く
E-mail　saga@workstylereform.net
TEL　0120-610-464
FAX　0952-20-1541

受託実施機関　全国社会保険労務士会連合会

R8.6.1

厚生労働省委託事業　受託実施機関：全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士による無料相談・訪問支援申込票

佐賀働き方改革
推進支援センター宛 ▶

FAX：0952-20-1541（R7.6.5～）
MAIL：saga@workstylereform.net

メール▶

申込日：　　年　　月　　日

会社名 事業所名		代表者名	
業　種		従業員数	名 （うち非正規雇用労働者　　名）
住　所	〒　　－		
担当部署／役職	／	氏　名	
電話番号	（　　）　　－	FAX 番号	（　　）　　－
担当者携帯電話 （緊急時の連絡先）	－　　－	メールアドレス	@
相談希望日時	希望日時がある場合 第１希望　　月　　日　／　　時から 第２希望　　月　　日　／　　時から 第３希望　　月　　日　／　　時から		□電話で調整を希望
相談方法 （どちらかにチェック）	□会社・事業所へ訪問　□センターへ来所　□ZOOMなどによるオンライン相談		
相談内容 （ご希望内容にチェック）	□働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない □生産性向上による賃金引上げ　□助成金制度の活用 □人材確保・人材育成　□テレワーク・副業・兼業 □長時間労働の是正　□給与体系・賃金制度（評価制度） □有給休暇の取得義務化への対応　□労働時間管理（時間外労働 他） □同一労働同一賃金　□36協定・就業規則見直し □高齢者活用、女性の活躍推進　□外国人の就労・受け入れ □ハラスメント防止対策　□しわ寄せ防止 □働き方改革関連法への対応全般　□仕事と育児・介護の両立支援（くるみん等） □その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談を 知ったきっかけ	□労働基準監督署からの紹介　□ハローワークからの紹介　□金融機関からの紹介 □商工会議所・商工会からの紹介　□Facebook ページを見て　□市町等のその他団体 □ホームページを見て　□労働局からの紹介　□その他（　　）		

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先 佐賀働き方改革推進支援センター
〒840-0843
佐賀市川原町8番7号　平和会館1階